

総務建設常任委員会記録

平成 31 年 3 月 12 日

総務部・建設部・消防本部 会議録（抜粋）

（各項目の内容は、見やすいように抜粋し、順序を整理してまとめています。）

○渡辺慎吾委員長

ほかにございますか。松本委員。

○松本暁彦委員

おはようございます。

それでは、質問をさせていただきます。

<総務部 財政課>

○松本暁彦委員

まず、1 番目、予算概要の 3 ページのところですが、予算全体について、平成 31 年度は前年に比べ約 10 億円の増加となっていますが、改めて平成 31 年度の予算の概要で特筆する事項等についてお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

谷内田課長。

○谷内田財政課長

それでは、1 番目、当初予算の特徴というところでございますけれども、平成 31 年度一般会計の当初予算額につきましては、348 億 2,700 万円となっております。借換債を除く予算額といたしましては、346 億 4,720 万円となっており、これに合わせまして、今回補正予算で計上させていただいております学校のエアコン、トイレ、これらにつきましては、全額明許繰越させていただき、平成 31 年度に事業を実施するものですので、この補正予算の額 5 億 2,400 万円を合わせますと、実質的な当初予算額といたしましては、351 億 7,100 万円と、かなり大きな予算額になっているものと捉えております。

歳出予算の中身を見ていきますと、やはり扶助費が前年度から約 5 億 3,000 万円の増額となっており、扶助費については、5 年連続で 3% を超える伸びとなっているところが、懸念されるところでございます。

それ以外の費目でいきますと、普通建設事業費が青少年広場の改修工事、それから阪急京都線連続立体交差事業、それと葬儀会館の空調設備の更新工事、そういったもので、前年度から比べますと、約 4 億 6,000 万円の増となっております。

そのほか、補助費で国の施策と合わせまして、商品券の発行事業、それから先ほどから

もお話がございます被災住宅の支援金でありますとか、生活再建支援の補助金、こういったものがございまして、補助費が前年度比で約 5 億 6, 0 0 0 万円の増になっていると。こういったところが大きな特徴になっていると考えております。

それに加えて、やはり昨年地震、台風、それらを踏まえまして、今回、当初予算でそういった防災関連、災害関連で 1 億 5, 0 0 0 万円の歳出予算を計上しているというところがやはり大きな特徴になっていると考えております。

一方で、歳入では、先ほど申し上げました予算の規模としては多額になっておりますけれども、一方では、財源不足を補うための基金からの繰入金、これにつきましては、前年度から約 2 億 7, 0 0 0 万円減少させ、20 億円台の繰入金にとどめたところで、平成 31 年度に対応していかなければいけない課題と、将来的な大規模事業に備えた財源の確保、こういったものが両立できたと考えております。

このほか、収入の面でいいますと、消費税の増税がことし 10 月に予定されておりますけれども、それに合わせまして、さまざまな税制改正、それからいろいろな制度改正がございます。そういった新しい予算科目を計上させていただくとともに、そういった税制改正等の影響が今年度ではなく、翌年度以降にそういった影響が出てくる、こういったところを注意しておかなければいけないと考えております。

そういったところで、平成 31 年度の当初予算としては、やはり今後の扶助費の増、それから大規模事業への対応、そういったところの状況を見ながら、ハード面、それからソフト面、両方に目を配った予算になったのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長
松本委員。

○松本暁彦委員

それでは、2 回目の質問をさせていただきます。

まず 1 番目、扶助費あるいは地震に対する災害対応の増額等々、また基金支出の抑制等、しっかりと考えられ組み立てられたと、全体の取り組みについては評価をいたします。都市基盤整備を含め、今、基金があるうちにしっかりと投資を行うことが次の世代につながる適切な財政運営と認識をしております。先ほど消費税増税の話もされましたけれども、ことし 10 月には消費税増税が予定をされております。そこで幼児教育・保育無償化等々ありますけれども、実際これが本市の財政運営へ影響するのかどうかお聞かせてください。

○渡辺慎吾委員長
谷内田課長。

○谷内田財政課長

それでは 1 番目、消費税の増税等による市財政への影響の質問にお答えいたします。消費税及び地方消費税が増税されることによりまして、市のほうには地方消費税交付金、この収入が増となる見込みでございます。この増額分につきましては、平年ベースで言いますと 6 億 3, 0 0 0 万円程度の増額になると試算しておるところでございます。しかしながら、委員もご指摘のように、歳出のほうで社会保障関連の充実が図られ、一番大きいところでは幼児教育・保育の無償化の部分かなと考えております。それ以外にも介護保険料の低所得者の保険料軽減の強化でありますとか、そういった社会保障の充実、それから既存の社会保障施策の自然増への対応が必要になってまいります。

また、この消費税増税時期に合わせまして本市にとって影響の大きい税制改正もございます。法人市民税につきましては税割の税率が 12. 1 % から 8. 4 % に引き下げられるということで、法人市民税の影響額としては担当課では 6 億円減収になると試算をしております。

これ以外に影響額の大きいものでいいますと、府税であります法人事業税の一部を市町村に交付するというものがございまして、これにつきましては 2 0 2 0 年度から交付になっております。また、いろいろな経過措置等があります関係で、まだ詳細が明らかになってないんですけれども、この増収分が平年ベースで 3 億 2, 0 0 0 万円ほどあるのかなと、今つかんでいる情報をもとに試算するとそういう数字も出てきております。そういったことで収入の全体を見ますと、地方消費税交付金が 6 億 3, 0 0 0 万円の増、法人市民税が 6 億円の減、法人事業税交付金が 3 億 2, 0 0 0 万円の増ということで、トータルで 3 億 5, 0 0 0 万円ほどの収入増加につながるものと考えているところでございます。

一方で歳出のほうですね。幼児教育・保育無償化につきましては、まだこれも詳細が固まってないということで、担当課のほうでなかなか試算し切れてないんですけれども、私立の保育所・幼稚園に係る市の負担としては全体の 4 分の 1、ただし公立の幼稚園・保育所に係る財源としては 1 0 分の 1 0 が市の負担ということで、この分の一般財源の増が 1 億円はくだらないと考えておりまして、3 億 5, 0 0 0 万円のうち、既に 1 億円はこれに当てると。それ以外にも先ほど申し上げた社会保障の充実策でございますし、自然増への対応、そういったものがございまして、今回のこの消費税、それからいろいろな税制改正による増収分については、市の財政に大きくプラスになるということは決してないと考えているところでございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

それでは、3 回目の質問をさせていただきます。ほぼほぼ、要望になります。

まず 1 番目、市の財政についてというところで、消費税増税の影響というのが、多々、あるということについては、理解いたしました。やはり今、さまざまな事象が起きて、しっかりと本市の市民の福祉増進のために対応することが求められているかと思えます。将来を予測して、適切な財政運営を引き続きしっかりしていただくよう、要望いたします。

1 番目は、以上です。

<総務部 市民税課>

○松本暁彦委員

2 番目、課税事務事業について、予算概要 3 2 ページ、市民税課、昨年より 5 0 0 万円の増額となっておりますが、その内容についてお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

船寺課長。

○船寺市民税課長

2 番目の質問、予算概要 3 2 ページ、市民税課にかかわります課税事務事業の増額の内容についてご説明申し上げます。

増額の理由につきまして、主な原因は、住民税データパンチ委託料と納税通知書等印刷及び封入封緘委託料の増が原因でございます。

住民税データパンチ委託料につきましては、昨年度から 1 8 4 万 4, 0 0 0 円増の 4 1 4 万 4, 0 0 0 円となっております。その理由といたしましては、人件費の高騰やマイナンバー等の特別プライバシーについて配慮を要する情報の増加、また、データパンチを行う業者が減少している状況等から、委託料を引き上げざるを得ない状況になったものでございます。

また、納税通知書等印刷及び封入封緘委託料につきましては、昨年度から 6 0 6 万 6, 0 0 0 円増の 8 8 6 万 6, 0 0 0 円となっております。その理由といたしましては、封入封緘業務のうち、情報政策課において予算計上をお願いしていたものを、平成 3 1 年度より市民税課において予算計上することになったことが原因でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、2 番目の課税事務事業についてということで、内容についてはおおむね理解をいたしました。そこで、昨年度の事務手続の不備事案等に対する反省をどのように生かしておられるのか、対応策についてどう具体化されたのかお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

船寺課長。

○船寺市民税課長

2 番目のご質問、昨年の事務処理のミスを踏まえてどう改善していくのかということにお答え申し上げます。

昨年のミスが起きた後、直ちにその原因でありましたり、要因の調査を行い、問題点の洗い出しを行い、その改善に向けての検討を行ってまいりました。

現在、2 月からの申告時期を迎えているところでございます。

前回のミスの原因でありましたチェック体制の強化、複数人での確認はもちろんのこと、行程等の見直しを行うとともに、進行管理の適正化等を行いながら正確な課税処理に現在務めているところでございます。

チェック体制を強化するためには当然マンパワーも必要になるということで、市民税課内の職員について有効に配置替えを行いながら、臨時職員の増員、また他課からの応援もお願いしながら、当初課税にかかわる人員を増す努力も進めております。それらによって重ねてのチェックを行える体制の確立に努めております。

また、適宜ミーティングを行いながら、進行管理の適正化にも努めているところでございます。

今後もミスのない課税に努めてまいりたいと考えております。

○松本暁彦委員

2 番目につきましては、課税事務事業についてというところで、昨年度の反省を非常により具体的に対応していただいていると理解をいたしました。

ぜひ課税事務については、納税は国民の義務の一つとしてございます。適切に実施していただくよう、要望いたします。

あわせて業務の効率化と言われておりました。次年度は、その総務事務センター等もいろいろされると聞いております。そのようなセンターの活用方法あるいは、今言われております A I を活用した事務等も今後研究されることも必要なのかなと考えております。

以上、2 番目には以上です。

<総務部 固定資産税課>

○松本暁彦委員

同じく予算概要 3 2 ページ、3 番目、固定資産税課、課税事務事業について、昨年より 2, 0 0 0 万円以上の増額となっておりますが、その内容についてお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

中西部参事。

○中西総務部参事

それでは、固定資産税課に係ります課税事務事業の増額についてお答え申し上げます。課税事務事業の増額の主な理由としましては、2点ございます。1点目が手数料、もう2点目が委託料という形になっております。

まず、1点目の手数料ですけれども、この手数料につきましては、土地評価の鑑定手数料として執行いたしますが、評価替えが3年ごとの作業となりますことから、各年度で執行する業務の内容、予算額等が異なってまいります。

平成31年度は次回2021年度の評価替え作業が始まりますので、その評価替え作業の主たる業務といたしまして、標準宅地の鑑定業務や既設路線の状況調査、見直しなどを行う路線価付設業務が新たに加わります。そのため、前年度に比べまして、1,760万7,000円増の2,000万3,000円の予算を計上しております。

なお、路線価付設業務の契約につきましては、次回の評価替えに向けまして、この平成31年度に3年契約の入札を行う予定をしております。

次に、2点目の納税通知書等印刷及び封入封緘手数料でございます。こちらの当該予算につきましては、先ほど市民税課長のほうからの答弁と同様に、従前、情報政策課のほうで一括管理していたものを、平成31年度からは固定資産税課で執行するという事になったものでございます。

当該業務につきましては、新年度賦課に向けましての業務でありまして、2月から納税通知書の作成ですとかチラシの作成等の業務を開始いたします。そして支払いは4月の後半から5月の前半にかけて予算執行を行うというものでございます。

平成30年度予算のときに、平成31年度執行分としまして、債務負担行為を市民税課とともに、1,493万円計上してありまして、平成30年度中に市民税課と合同で入札を行いまして、そのうち固定資産税課分の入札額179万9,000円を平成31年度予算に計上したものでございます。

以上です。

○松本暁彦委員

続きまして3番目の、課税事務事業についてのところですが、内容についてはおおむね理解をいたしました。昨年、各税務担当課の皆様方は大阪北部地震対応で堺市と連携され、しっかりと災害対応に従事されたと評価をしております。そこでさまざまな教訓を得られたかと思いますが、次にどう反映をされようとしているのかお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

中西部参事。

○中西総務部参事

それでは私のほうからは、大阪北部地震での対応とそれを踏まえた中での今後という

ことでお答えさせていただきたいと思っております。

まず反省点としまして、摂津市地域防災計画に明記されておりますとおり、固定資産税課、納税課そして市民税課の税 3 課におきましては建物等被害調査班に組織されておりますけれども、大阪北部地震の発災時、過去に内閣府基準に基づいた被災家屋調査の経験がある職員が、市内全体でも非常に少ない状態でごさいます。税 3 課におきましては 1 名だけしか経験がないという状況でごさいました。そういう状況の中で、税 3 課としても知識が不足していたこと、また、調査に必要な資機材も不足していたという状況があったということが挙げられると考えております。

そのような状況の中、震災の翌日から固定資産税課職員を中心に税 3 課の職員で市内の簡易調査を行い、状況把握等に努めましたが、内閣府基準に基づく本格的な調査、こちらのほうは鳥取地震や熊本地震などの被災家屋の調査の経験が豊富な堺市の固定資産税課の職員の方々の指導・応援をいただきました 6 月 27 日以降となってしまいました。

その後、真夏の炎天下でごさいましたけれども、連日職員は調査活動等に頑張ってくれたんですけれども、やはり調査に携われる、そういう知識を有する職員というのが非常に少なく、不足していたということから、調査の終了までには非常に多くの時間を費やしてしまいました。

これらのことを教訓としまして、建物等被害調査班としましては、今回の災害調査を経験し、また堺市の皆様の指導もありまして、一定のスキルを持った職員も育成されましたけれども、今後の災害調査等の対応に備えまして、調査員としての基礎知識を有して大規模災害における広範囲にわたる調査にも即座に対応できる職員を多く養成するためということで、1 月 28 日から 4 日間かけまして、税 3 課の職員全員を対象にしまして、今回の被災家屋調査に中心となって携わりました職員が講師となりまして、今回は座学でしたけれども、研修会を開催いたしました。

今後におきましても、調査員のスキルアップ等を図るために、座学だけでなく公共施設等を利用しながら実地調査等の研修もあわせて計画してまいりたいと考えております。以上です。

○松本暁彦委員

3 番目、課税事務事業、同じところで、昨年大阪北部地震の教訓をしっかりと生かして、残して、震災への迅速な対応に準備しているというところを理解いたしました。

まさに今どのような状況になっても市民の信頼を得る市として、しっかりとノウハウを蓄積し、次に伝え、適切に実施していただくように要望いたします。

3 番目は、以上です。

<総務部 防災管財課>

○松本暁彦委員

続きまして、4 番目の庁舎西別館解体等工事、予算概要 18 ページ、これについては、会派の質問でもお聞きしております、香川委員の質問にもありましたけれども、解体のスケジュールについて、どのようなものかお聞かせください。

続きまして、5 番目、予算概要 16 ページ、市立集会所管理事業についてですけれども、この修繕費についてですが、去年の地震や台風被害での修繕は終わったのでしょうか。その状況も含めて、この事業についてお聞かせください。

続きまして、6 番目、予算概要 12 ページの防災管財課の人件費ですけれども、この人件費について、防災管財課の防災管理係及び管財係は何名か、そしてそれぞれの役割について、具体的にお聞かせください。

続いて、7 番目、予算概要 100 ページ、自主防災組織支援事業について、この支援事業の内容についてお聞かせください。

続きまして、8 番目、予算概要 102 ページ、防災資機材及び備蓄用品整備事業についてですけれども、代表質問でも多く取り上げられていましたが、この事業について、どのようなものか、そもそも、これ、事業は何を根拠に実施をされているのか、あわせてお聞かせください。

続きまして、9 番目、予算概要 102 ページ、防災演習事業、この事業についてはどのような取り組みなのか、詳細をお聞かせください。

続きまして、10 番目、予算概要 102 ページ、被災者生活再建支援補助金、これは先ほどの香川委員が詳細に確認をされたので、私はもうこれは要望のみでさせていただきます。

ぜひ、災害から立ち上がれないような方が出ないように、しっかりとターゲットを絞って、適切に対応するように要望いたします。

続きまして、11 番目、予算概要 102 ページ、防災士取得費用助成金についてですけれども、こちら代表質問でも取り上げて、先ほどの香川委員の質問でもありましたので、助成金の詳細については省略をいたしまして、この事業と防災サポーター制度との関係については、どのようにお考えでしょうか。というのは、東日本大震災の被災地である岩手県宮古市では、共助の強化として、自治会の防災担当者にターゲットを絞って、防災士取得の全額補助を行っております。

また、宮城県仙台市では、仙台地域防災リーダー制度という、防災士ではない市オリジナルの防災能力付与による共助強化策を行っております。この仙台市が防災士取得補助をあえてしない理由というのは、地域の実情に合った人材育成、地域の共助の核としての人材育成を目的として、地域で活躍してもらおうための人に能力付与を市独自で行ったわけであります。

それぞれに共通しているのは、いずれか一つの制度ということであります。私が懸念することは、この防災士取得費用助成金と、市独自の防災サポーターとの組み合わせは制度を複雑化させ、当初の共助強化の目的を十分に満たさないことが予想されるという

ことです。

さきの自主防災訓練でその話題が出ましたけれども、やはり一部では自己負担が約 3 万円でも高いという声が聞かれました。そういう方は無料の防災サポーター制度のほうを選ぶでしょう。

つまりは、有料の防災士出資（出自）の防災サポーターと無料の市制度出資（出自）の防災サポーターとの確執などが起きないように配慮をしなければなりません。ささいなことかもしれませんが、せつかくされる新規事業であり、予想される問題に対しては、少しでも取り除く必要があるかと思えます。

そのためには、あくまでも防災サポーターを第一義として防災サポーター能力向上に防災士取得の補助金がもらえるというような付随的な扱いというのでも考えられますけれども、実際どのようにお考えなのかお聞かせください。

続きまして、12 番目、これについては、主要事業一覧 6 ページ、職員用の携帯版・災害対応初動マニュアルについてですけれども、この事業はどのようなものか、その目的をお聞かせください。

続きまして、13 番目、同じく主要事業一覧 6 ページの（仮称）せつつ防災サミット、こちらについても改めてどのようなものか、市はどのような部署が参加をするのかお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

川西課長。

○川西防災管財課長

では、松本委員の 4 番目のご質問、西別館の取り壊しスケジュールというところでございます。

まず、今後の予定なんですけれども、今、会議室で使用しておりますけれども、3 月末日で会議室の貸し出し使用はもう停止いたします。その後、新年度になりまして、中の備品の片づけであったり書類の片づけを経まして、それと並行いたしまして、解体業者を入札によりまして決定してまいります。5 月末ごろまでには工事業者を決定させていただきまして、解体の工期といたしましては、6 月から 10 月末までの工期で取り壊しを実施させていただく予定でございます。

続きまして、5 番目、市立集会所の修繕費に関してでございます。昨年の震災や台風被害を受けました集会所の修繕なんですけれども、必要な部分の修繕はおおむね終了しております。また、一部まだ今修理をしている集会所もございますけれども、今年度末までにはこれらの修理は完了する予定でございます。

このため、予算要求額といたしましては、例年どおりの 600 万円を計上させていただいているところでございます。

続きまして、6 番目、防災管財課にかかわります人件費、2 係何人ずつというところなんですけれども、防災管財課は管財係と防災管理係の 1 課 2 係でございます。正規職員

なんですけれども、課長を含めまして11名でございます。係のそれぞれの職員数なんですけれども、課長を除きまして、管財係としては、課長代理を含めて6名、防災管理係は4名でございます。

主な仕事というお問い合わせなんですけれども、職務分担といたしましては、管財係は市庁舎でありましたり市立集会所、市営住宅を始めとしました市有財産の適正管理、また、防災管理係のほうは、災害対策の総合調整でありましたり自然災害への対応、市全体の防災力のアップに向けた市民啓発などを担っております。

続きまして、7番目でございます。自主防災訓練ということでございます。この事業の内容なんですけれども、自助、共助、公助、このうち特に市民の皆様、地域の皆様に担っていただきたい共助の部分、それをそれぞれ地域で担っていただいております自主防災組織、この組織の皆様のご活動を支援するという事業でございます。

具体的には、市内で12地区ございます自主防災会が中心となりまして、秋から冬にかけて自主防災訓練を実施されています。これらを支援させていただくのが、この事業内容の具体的なところでございます。

続きまして、8番目の防災資機材の備蓄関係のご質問でございます。この防災資機材の備蓄なんですけれども、これはもう文字どおり目的は災害に備えまして食料品でありましたり避難所運営に必要なものを、あらかじめ用意しておくということでございます。

この根拠はというお問い合わせなんですけれども、根拠はいろいろありますけれど、一番大きなところでは、大阪府が示されております大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針、これに基づいて備蓄量を決定いたしまして、備蓄を進めております。

来年の備蓄につきましては、通常の食料品、飲料水の保存期限切れに伴う買いかえに加えまして、震災の検証結果を踏まえまして、避難所での停電対策ということで、発電機やランタン、それから市民配付用のブルーシート、このあたりを追加で進める予定でございます。

続きまして、9番目の摂津市の総合防災演習でございます。この中身につきましては、大規模地震や水害によりまして、本市に災害が発生したという前提で、摂津市だけではなくて、警察であったり大阪府、国、またいろいろなライフライン会社と連携いたしまして、いち早く初動態勢に移る、初動体制を実施する、これらを訓練する。それとまた、市民の方にも参加いただいて、防災意識を高めていこう、こういう訓練でございます。

平成31年度なんですけれども、例年どおり9月で実施したいと考えております。また、中身につきましては、ちょっと今まで若干セレモニー的な部分も多かったというお声もいただいております。今まだ検討中でございますが、実務的なところも加味した上での訓練にできればというふうに、今計画を検討している段階でございます。

続きまして、11番目のご質問、防災士と防災サポーターのご関係というところでございます。

まず、前提といたしまして、防災士の取得を補助させていただく条件ということで、新年度から予定しております防災サポーターですね、防災士の取得の助成をした方は、必ず摂津市の防災サポーターに登録をしてください、これを義務づける考えでございます。

す。

この防災サポーターということで、自主防災訓練への参加や、万が一のときには、避難所の運営を一部お手伝いしてくださいよという形で、防災士の資格を取られた方、助成した方は、防災サポーターとしていろいろ市に協力、地元と市に協力いただきたい。このあたりを目指しておる制度でございます。

続きまして、12番目のご質問でございます。職員の携帯版の初動マニュアルでございます。

これは、災害発生時に我々職員がどのように初動対応に当たるのか、具体的にこうですよ、こういうふうに動きましようというのを書いたマニュアルでございます。

これ、去年の震災時の反省点、検証結果といたしまして、我々職員が発災直後にどこで何をどのように取り組んでいいんかよくわからない。また、初動の防災活動、具体的にどう進めていいのかが十分に把握していなかった。その結果、職員が本部からの指示待ち状態であった。こういう声が幾つか寄せられておりました。

これを解決するために、災害時に職員が迅速に動けるように、こういうふうに動きましようというのを、ちょうど名札ケースに入れられるぐらいの大きさに折り畳んだ携帯版の職員用の初動マニュアル、これをつくって配付するものでございます。

最後に、13番目、(仮称)せつつ防災サミットでございます。どのようなものかというお問い合わせございました。

これなんですけれども、日ごろから熱心に防災活動に取り組んでおられます市内の学校であったり地域であったり、職場、企業、その方にお声をかけまして集まっていたいて、ふだんどういふ活動をしているのかというのを発表いただいて、それぞれが刺激し合っって横の連携を保って情報共有しながら、ともに活動に向かえばいいな、ともに手を手をとってこれから連携していただきたい、そういうのを目指すイベントでございます。

また、防災研究の有識者による基調講演などもあわせて予定しておりまして、摂津市全体の防災力が上っていく、その一助となる、きっかけとなるようなイベントを考えております。

また、市として、どの部署がどういうことかということをお問い合わせけれども、この事務局は防災管財課が企画させていただいて運営をいたします。摂津市のほうというよりも、どちらかといえば我々は共助の強化に努めたいということなので、主役は地域で頑張っておられる、また学校、職域で頑張っておられる方に、いろいろ活動の発表をしていただきたいなというところで、市の職員向けというよりは、市民の方、職場の方に大いに参加していただきたいイベントを目指しております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして4番目、庁舎西別館解体等工事についてですけれども、解体のスケジュールについてはおおむね理解をいたしました。ここについては庁舎前であり、市役所を訪れ

た人がまず目に入る場所であります。普通に考えればそれが市役所のイメージと重なるものかと考えております。よって、市のイメージを崩さぬような民間事業者が適切であると考えております。代表質問でありましたけども、サウンディング調査等々されるといふところですけども、実際のところサウンディング調査の結果についてどのような意見があったのかお聞かせください。

続きまして5番目の、市立集会所管理事業についてですが、修繕状況についてはほぼほぼおおむね終わったと理解をいたしました。この市立集会所というのはさまざまなイベント、集いの広場、自治会の会議など、地域コミュニティに活用されるということを理解しております。しっかりとFMとも連携させて、長寿命化も含めて適切に管理するよう要望いたします。これは要望で終わります。

続きまして6番目の、防災管財課人件費というところで、防災管財課、今、防災管理係4名と管財係が6名でそれぞれの役割でやっておるということを理解いたしました。それを踏まえて、まず防災管理係4人が果たすべき役割というのは有事における活躍であり、災害時における公助の司令塔としての行動が最も求められるものであると私は考えていますが、それについてどうお考えか。

また、あわせて管財係6人というのは大阪北部地震でも非常に活躍され、初動からずっと防災管理係を支える、ある意味準防災係の役割を果たされていたと思いますけども、今後、この災害対応も踏まえて、他の課の活躍がもっと必要であると考えますが、初動時の対応等も含めてあわせてお聞かせください。

続きまして7番目、自主防災組織支援事業についてというところで、地域の共助の核となるものをしっかりと支援をするというもので理解をいたしました。ことし市長が市政運営の基本方針においても、全庁挙げて災害対応に取り組むと宣言されたように、関係する全部署の職員をこういった自主防災訓練に参加させることが必要ではないかと考えております。こういった自主防災訓練を実施されておりますが、現在の市職員の支援状況と合わせて、その全庁で取り組むためにはどうあるべきかというのをあわせてお聞かせください。

続きまして8番目の防災資機材及び備蓄用品整備事業についてですけど、大阪府の計画等々に基づいて整理をされているということ、また、大阪北部地震の教訓も踏まえてされているということを理解いたしました。ぜひしっかりと、さまざまな事案に、事象に対して備える、こういった備蓄用品の整備等は非常に大切であると認識をしております。ことし、地域防災計画も修正をされるというところで、各地域の設置数や設置場所等々も踏まえて整合性をとって図られて整備するように要望いたします。これは要望で終わります。

続きまして、防災演習事業についてというところで、いろいろと各所掌が参加をして実施をされるというこの防災演習事業についてはおおむね理解をいたしました。では改めて、この演習についてどのような根拠計画をもとにされて、どのような成果というものを考えられているのか改めてお聞かせください。

続きまして10番目、防災士取得費用助成金については、それぞれの関係性について

はっきりと認識をして防災サポーターへの登録を義務づけて防災士の資格取得をされるというところの理解をいたしました。ぜひこの防災士と市独自の防災サポーターとの差異が著しいものであってはいけないと考えます。ぜひどうすれば二つの入り口を円滑に連携させ、共助の強化ができるかを考えていただければと思います。

次に防災士取得費用補助金と防災サポーター制度をどのように普及を行うのか、自主防災会などのターゲットへの働きかけについてどうされるのか、お考えをお聞かせください。

続きまして12番目の、職員用の携帯版・災害対応初動マニュアルの件ですが、おおむねそれぞれ職員に携行できるように持たせると、そしてちゃんとつくっているということは理解をいたしました。大阪北部地震での教訓をしっかりと生かしていると理解をしております。

しかしながら、必要なマニュアルというのはそれだけではありません。昨年の12月議会において答弁の中で、大阪北部地震の応急対策では個別の部局間のやりとりになってしまったという言葉がありました。これは災害発生時に庁内においてそのような調整できる場所がなかなか設置できていなかったことがその原因の一つと私は考えております。

一例では、そのときに議会で取り上げたガス漏れの件では、そこが通学路であり、教育委員会、消防本部、摂津警察署、そして大阪ガスと連絡をとり合える災害対策本部事務局が認識し、協力して対応すべきもので、それには各部が集まって調整できる本部運営室の設置は欠かせないと考えております。なかなか通常業務の場所が手狭だったりというものはあったのは言うまでもありません。宮古市の災害対策本部運営マニュアルにはそういったものも考慮した本部室のレイアウトまでしっかりと示しているものがあります。それらを踏まえて、昨年6月議会で取り上げました災害対策本部運営マニュアルや淀川氾濫対応マニュアル等々、どうなっているのかお聞かせください。

続きまして13番目の、(仮称)せつつ防災サミットについては横のつながりをしっかりと強くするというところと、防災管財課がしっかりとやるというところの認識をいたしました。これは市民と接する機会がある、非常に大切な会議かと認識をしております。これは要望なんですけども、ぜひ防災管財課の職員だけでなく、やはりいろいろ市民と接する機会と考えれば全職員を巻き込んで、交代で参加させるなど、よりよい幅広い見識とコミュニケーションを図れるよう地域を巻き込んでオール摂津でやることを要望いたします。13番目は以上です。

○渡辺慎吾委員長

川西課長。

○川西防災管財課長

では、松本委員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、西別館の跡地に対しますサウンディング調査の結果ということでございます。

我々市のほうといたしましては、西別館の跡地の方向性といたしましては、市が直接跡地に公共施設を建てることは避けまして、民間活力によります利活用、これを基本的に検討しております。もっと具体的に申し上げましたら、定期借地権で民間に利用いただきたいという方向性でございます。

そのような中、調査会社に委託をしまして、本年度アンケートでありましたり、サウンディング調査を実施いたしております。ただ、まだ、今のところ調査委託業者のほうで調査結果の取りまとめ中でありまして、申しわけございませんが、まだ具体的にこういう業界がこういうふうな形で興味を持たれててという形で、この場で申し上げる段階には至っておりません。よろしく申し上げます。

続きまして、防災管財課に係ります人員配置等のご質問でございます。

まず1課2係でありまして、防災管理係のほうは災害への対応、これを主とした仕事でございますので、平時ではなくて有事、何かあったときにこうしなければならないというのを前提に、全ての仕事を進めております。具体的に何かあったとき、この備蓄は要りますからここに保管しましょうであったり、何かあったときに備えて市民の皆さんに啓発をしましょうであったり、この辺が完全に仕事のメインでございます。

その一方で管財係なんですけれども、管財係も防災管財課の当然一員でございますので、災害が発生した場合は課の一員として通常業務よりも災害対応を優先することに当然なります。ただ、当然ながら大規模な災害の場合は防災管財課だけで対応できるものではございません。全庁挙げてまして全職員が対応に当たることとなりますので、通常業務から本部体制に移行いたします。本部体制に移行した時点で全職員が班体制のもとに全ての部署、災害対応に当たってまいります。

続きまして7番目の、自主防災組織の具体的な支援状況と、全庁的にどう参加するかというお問い合わせでございます。

各校区で自主防災訓練をされておられるんですけども、防災管財課といたしましては大体3名程度派遣いたしまして、それぞれの自主防災訓練の中で訓練の一コマないし二コマ程度を頂戴いたしまして、例えば防災ミニ講座であったり、洪水ハザードマップの説明であったり、また避難所運営で必要とされるプライベートテントの説明であったり、そういう形で大体おおむね20分くらいのお時間を頂戴いたしまして、一つのコーナー、または二つのコーナー担当させていただいて、ご参加した皆さんにいろいろ説明を聞いていただくという形で参加させていただいております。

あと、全庁的にこの防災訓練に参加してはという委員のご提案でございますが、訓練の中で避難所運営訓練、避難所開設訓練を働きかけていっている途中なんですけども、もしそれがやっただけのならば我々のほうも何とか、平成31年度からは避難所対応している職員にも参加を呼びかけて、何とか職員と避難所対応職員と、あと地元の方、顔を合わせながら避難所の運営がちょっとできたらな、そういう訓練したいなという形で、今、企画を進めたいと思っているところでございます。

続きまして摂津市の総合防災演習でございます。これ、どのような計画に基づいてというところの問いでしたけれども、これは地域防災計画の中で規定されておまして、

こういう形で訓練をしようという形で根拠をそこに置いております。

また、この訓練の求める成果でございますが、総合防災訓練、全庁挙げての訓練でございます。また非常に多くの団体の皆様にもご参加をいただいております。したがって、この成果として我々求めたいのは、庁内各部署の情報連携であったり手順の確認、これは当然です。それをさらに一歩進めまして、国や府の機関との連携、また電気、ガス、電話会社などライフライン会社との連携確認、このあたりを総合防災演習で成果として確認していきたいと考えております。

また、市民の皆様にもご参加いただく訓練でございますので、市民の皆様には自助と共助の意識を高めていただきたい、そういう形で、合わせまして市全体の防災力が向上するような形で成果を求めていきたいと考えております。

続きまして防災サポーター、防災士、この普及方法というお問い合わせでございます。防災サポーター、防災士とも、今、制度設計が大分進んでおるんですけども、新年度に入りまして制度が固まりましたら、摂津市のホームページや広報、出前講座などで、こういうのがありますよ、皆さんご参加いただくようお願いしたいという形で、市民の皆様には普及をしてまいりたいと思っております。

特にどの自主防災会でも、役員の皆さん非常に高齢化が課題となっております。また、災害はいつ何時発生するかもわかりませんので、我々としたしましては特に平日昼間にある程度時間の自由がきく、例えば学生であったり、子育てが一段落した主婦の方であったり、まだまだ元気なシルバー世代であったり、その方たちも含めまして広く呼びかけていってご参加いただきたいというふうな形で普及を進めてまいる予定でございます。

最後に、職員の初動マニュアル、その後に防災本部のレイアウトであったり、淀川の氾濫対応マニュアル、タイムラインですね。その辺の整備状況というお問い合わせでございます。

この本部レイアウトでありましたり、このマニュアル関係ですね。まだまだ去年からちょっと進めていないところもございます。これはもう地域防災計画の改定に合わせて、防災管財課のほうでしっかり修正等作り込んでいきたいと考えております。以上でございます。

○松本暁彦委員

4 番目、庁舎西別館解体と工事というところで、民間事業者等とまだ決まってないというところで、西別館跡地の活用というのは結構ですけども、しっかりと市のイメージを崩さぬような事業者選定というのを要望いたします。

また、妥当な事業者が決まるまでは、もし時間があくようでしたら、例えば整地して、健康体操や朝市などができる広場として活用することもいいのではないかと考えます。この事業については、慎重に進められることをあわせて要望いたします。

続きまして、6 番目の防災管財課人件費のところ、防災管財課と他の部局についても、災害時は班体制にしっかりと移行すると。昨年大阪北部地震の反省も踏まえてされるというところで理解いたしました。

ぜひ、全職員が大阪北部地震において、管財係が果たされた準防災管理係としての認識と行動ができるように、しっかりと全庁体制で取り組むべきものと考えます。ぜひ、平時の防災業務と有事の災害対応業務のそれぞれの特徴を適切に把握して、より効率的な体制というものもしっかりと検討していく必要があるのかなと考えております。それによっても、大阪北部地震の検証も踏まえて、検討するように要望いたします。

最後に、防災管理係については、その職務についての限りには、防災危機管理のプロとしての誇りを持ち、適切なリスクマネジメントを実施するように、その職務に邁進していただければと思います。6 番目は、以上です。

7 番目の自主防災組織支援事業についてのところですが、避難所、やはり市長が全庁体制でやっていくというところでは、自主防災訓練に関係所掌、例えば避難所班担当の部署などが、実際に動く職員が参加するということが大切なのではないかと、私も思います。これによって、全職員の防災意識向上につながり、担当職員と地域の方が顔を合わせる貴重な機会ともなります。かつ、防災管理係の負担軽減につながり、指揮系統内部統制上の課題解決に専念できると考えます。

ただし、これには教育委員会などの他部署間にわたるため、庁内調整の状況を見ると、少々円滑な調整が難しいのではないかと、心配しております。そこでぜひ、副市長にリーダーシップを発揮していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

続きまして、9 番目については、総合防災演習の取り組みと、その成果ということについては、理解いたしました。この演習や訓練というその実行動によって、計画とその組織の訓練というのは、実行動によって、計画とその組織の妥当性を示すものと考えております。高槻市では、より多くの地域市民と実践的な訓練をされておりますけども、この実践的な訓練が非常に必要になっていると考えます。改めてこの演習の性質上、実践的な訓練についても、本市としても必要であるかと思っておりますけども、どうお考えかお聞かせください。

続きまして、11 番目の防災士取得費用助成金というところですが、広く呼びかけて、多くの方になっていただくと、自助の強化にもつながると理解いたしました。この防災士取得費用助成金と、防災サポーター制度は、共助の強化のためには、大きく期待するものであります。防災士は、防災サポーターをふやすための動機づけになると理解しております。

しかしながら、この取り組みはとても大変であることも認識すべきかと思っております。この制度は、担当部署のやはり大きな負担につながるかと思っております。宮古市では、当初の防災士取得費用の支援だけで済むものですが、仙台市では、この地域防災リーダーを取得させ、維持するためのフォロー対応等々で職員一人は必ずとられているとお聞きしております。ただ、それだけの価値が、その防災士資格補助制度にはあると考えております。ぜひ、三助の有機的ネットワークを確立するために、防災サポーターが地域で防災講座を行えるように、自主防災訓練で防災サポーターが主導して、避難所運営訓練を行えるように、しっかりとどのような役割を持たすのかを長期的視点で実施するように考慮しなければなりません。

最後に、この制度で大切なのは、共助、強化するための防災サポーターをどう育成するかということにあります。その能力向上及び動機づけとして、防災士資格補助も活用し、そしてしっかりと運営していただきたいと思います。これが適切に運営することができれば、共助強化の先進的な摂津市モデルとしての誇れるものとなると考えております。大いに期待するものであります。しっかりと進めていただくよう、要望いたします。

続きまして、12番目の職員用携帯版・災害対応初動マニュアルについてというところで、災害対策運営マニュアルや、淀川氾濫対応マニュアル等々も、地域防災計画とあわせて修正していくということを認識いたしました。なぜ、私がここまでマニュアルにずっとこだわるかと言うと、理由にしたら大きく二つございます。

一つは、リスクマネジメント、リスク管理の基本となるものであります。マニュアルがなければ災害が起きたとき、その都度考えるでしょうか。一時を争う状況において、そのような無為の時間がどれだけ被害拡大リスクに直面するかは、大阪北部地震において、皆さんが理解しているものかと思えます。全員が情報共有できるものがマニュアルです。例えどんなによいアイデアがあろうかとも、それが一人の個々の頭の中にとどまっていれば、それはないと同じです。

そしてまたマニュアルは、PDCAサイクルに欠かせないものです。計画、マニュアルがなければ、訓練はできません。訓練ができなければ、防災政策の妥当性を評価することもできません。そしてまた有事においても、迅速な対応を促し、状況に即して応用を講じることもできます。それとは逆に、根拠のない考えと行動というのは、リスクの塊であって、市民の命を守る市としては、あってはならないものと考えます。まさに、地域防災計画により明文化されていれば、それを読んでリスクを予測し、そして訓練して改善するリスク管理ができますが、やはり何もない状況では、適切なリスク管理というものができないというのは、言うまでもありません。

そこで、防災管財課として、大阪北部地震の教訓を踏まえ、各部署に対して、班行動マニュアル、そして福祉避難計画、避難所運営マニュアル等も整備させる必要があるかと考えますが、どうお考えかお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

3点について、答弁を求めます。

副市長。

○奥村副市長

それでは災害対策について、一般論になりますが、ご答弁させていただきたいと思えます。

現行の防災法制度は、昭和36年に制定されました。災害対策基本法を中心に、多くの法制度から構成されております。これらの法制度は実際に、大きな被害がもたらされた災害や事故を契機に、新たに整備された、あるいは改善されたという経緯で、過去の

経験や教訓に基づいて法整備がなされてまいりました。一つ、災害対策としての、メルクマールとしての基本法とっております。

この中で第 2 条の 2 では、基本理念が列記されております。災害の最小化、迅速な回復、復興、人の生命及び身体之最優先保護等が掲げられております。この理念を実現するために、関係団体の役割分担及び連携協力の確保がうたわれておまして、第 3 条では国の責務、第 4 条では都道府県、第 5 条で市町村、第 6 条で指定公共機関等、第 7 条では住民等の責務が記載されております。

市町村の責務を申し上げますと、地域にかかわる防災に関する計画の作成及び法令に基づき、これを実施する責務、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮する。また、消防機関、水防団、その他市町村の機関の相互協力等が掲げられております。

公助の具体的な例といたしまして、災害発生時に市、消防、警察、自衛隊などによる災害活動、避難所開設、救援物資の支給、仮設住宅の建設等、また減災のための避難所の指定、整備、建物の耐震化工事助成金の支給、災害情報の周知等が挙げられております。

過日、新聞報道がございました。その報道によりますと、政府の地震調査委員会が公表いたしました地震の長期評価では、今後 30 年以内にマグニチュード 7 以上の地震が起きる確率は、日本海溝沿いで、特に宮城県沖では、90%という高確率になっております。本市を含む近畿圏で最も心配しておりますのは、やはり南海トラフ地震がございました。東日本大震災におきましては、本来被災者を支援すべき行政自体が甚大な被害を受け、行政機能が麻痺した例もございました。大規模広域災害時における、公助の限界が明らかになっております。自助、共助、公助がうまくかみ合わなかった例もございました。

いずれにいたしましても、いつ何時どのような自然災害が起こるやもわかりません。自助、共助、公助がそれぞれ連携強化して、災害に対して備えなければならないことは、言うまでもございません。

以上です。

○渡辺慎吾委員長

川西課長。

○川西防災管財課長

では、3 回目のご質問にお答えいたします。

まず総合防災演習、より実践的な訓練にするべきではというお問い合わせがございました。これまでの総合防災演習、我々といたしましては、ややセレモニー的な要素が強いというお声があるのは、もう十分承知しております。ただ、これまでの訓練を見ますと、関係機関が一堂に会しまして、顔の見える関係を築ける場、横の連携を築ける場として、一定価値のあるものと考えておりますけれども、訓練内容そのものが、これで十分だとまではとても言い切れないと考えております。昨年の防災経験、災害経験を踏まえまして、

今後どのような総合防災演習にしていくべきか、より実践的な訓練にするためには、どうすればいいかという検討を今進めているところでございます。

続きまして、12番目のご質問でございます。

班ごとの、行動マニュアルであったり福祉避難計画、これらそれぞれの班でありましたり、担当部署がつくるマニュアルでございます。それぞれの部署がしっかりつくるように、我々防災管財課も働きかけてまいりますし、任せっきりにになったら、後手後手に回る場合もあるやと思いますので、我々もお話の中に入れていただいて、担当課が中心ですが、導いていくという立場で、担当課のほうで責任を持ってつくっていただきたいというふうな形で動いてまいるつもりです。

よろしく申し上げます。

○渡辺慎吾委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

それでは、4回目の質問をさせていただきます。

まず、7番目の自主防災組織支援事業についてというところで、副市長のいろいろな思いについては、理解いたしました。しかしながら、そこで私がお聞きしたのは、自主防災訓練に他部署や消防、それだけでなく、各関係所々が参加すべきではないかと。それに対して、難しいというところを考えれば、副市長にリーダーシップを発揮していただきたいというお問いでございます。そちらについて、改めてもう一度お聞きしたいと思えます。

続きまして、9番目の防災演習事業についてというところですが、いろいろと検討していくと、そういうことについては、理解いたしました。

実践的な訓練の必要性というところをしっかりと認識していただきたいと思えます。やはりその災害というものは、平時においてはあくまでも想像の中のものであります。そのため、平時において、防災業務の妥当性とは、訓練、演習をすることによって、初めて証明されるものであります。それは有事を前提にした組織、すなわち自衛隊、消防、そして防災管財課の共通事項であるかと思えます。まさにプロとして、そして市民の税金を付託されている以上、安全・安心のまちづくりを市民に対して見える形で証明することが、必須であります。

さらには、どこまで実践的な訓練、演習を行えるかによって、市の危機対応力の現状というものが見えてまいります。市民に対して、大阪北部地震の教訓を反映した危機対応力を証明するためには、高槻市などが行ってる総合訓練等を参考にし、これから行う防災サポーターを含めた三助を有機的に連携させた総合訓練を企画、実施することが望まれます。これについては、まだ時間がかかると思えますので、ぜひ研究、検討するよう、要望いたします。

なお、先日行われた情報連携訓練を公開されたというのは、現在の状況を示すという

ことに関して、適切であったと考えます。引き続き、災害対策本部運営訓練をされるいうことですが、しっかりと防災政策の妥当性というものを証明できるように公開し、取り組んでいただくこともあわせて要望いたします。

9 番目は、以上です。

次に、12 番目のマニュアルの件ですけれども、各部署に対してマニュアルを整備させることの必要性については、理解いたしました。先ほどのマニュアルにこだわる理由の一つ目のリスク管理と、二つ目がノウハウの蓄積だと考えております。

昨年6月議会にて、市長の言われた「摂津市は永遠」という言葉には、まさに事業の継続性というものが不可欠です。事業の継承を行うためには、しっかりと明文化して、適切に申し送ることが必要になります。やはり人は忘れるものということを認識しなければなりません。ぜひ、もろもろのマニュアルについて、防災対策検討委員会が行う地域防災計画の修正も含めて、しっかりと取り組みを要望いたします。

そして防災管財課としては、防災管理係の限られた人員で何をすべきか、司令塔として何をすべきか、しっかりと仕事に優先順位をつけ、スケジュールを設け、適切に整備することもあわせて要望いたします。

以上で質問を終わります。

○渡辺慎吾委員長

副市長。

○奥村副市長

それでは、再度の質問にお答えしたいと思います。

自主防災訓練、市内それぞれの地域でやっておられます。もちろん職員と同時に、地域の住民ということは、忘れてはならないと思っております。手元に資料がないので詳しい数字はわかりかねますが、今、摂津市内に住んでおられる市職員、3割台ぐらいかなと思っております。もちろん地域住民として、摂津市の開催する自主防災訓練、ここは公務員ということではなしに、住民としてもやはり参加していただきたいと思っております。

それから他市でも、自主防災訓練をやっておられると思えます。そこについても、他市の市職員についても積極的に参加するよう、これはしっかり促していきたいと思っております。決して防災は、市内であろうとも、市外であろうとも、いわゆる住民の責任として、自分の命を守る、これは職員であろうとも、住民であろうとも変わりはありませんので、そういうことでしっかり促していきたいと思っております。

○渡辺慎吾委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

質問の答えというところで、市外という言葉は私は一言も使っておりません。私が言いたいのは、やはり自主防災訓練において、防災管財係でなく、やはり、これから避難所運営をしっかりとされているということで、やはり避難所運営班というのも関係するところが、実動部隊が一緒になって訓練するということが、必要不可欠になってまいります。

市長が言われる、全庁体制の取り組みというものは、まさにそういうことかと思えます。市長の言われる全庁体制をどう具現化していくというのは、まさに副市長をリーダーシップとした各皆様方が協力し、そして総務部長がしっかりと調整をして、それぞれの現場において実演をさせると、その必要があると思えます。それについては、しっかりと実施を検討して、取り組んでいただくよう要望いたします。

最後に副市長に、「まちごと・丸ごと」防災体制の実現に、やはりしっかりと各部を指導する責務と、そして防災対策検討委員会の座長としての責務を果たされることを期待いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

<総務部 情報政策課>

○松本暁彦委員

続きまして、14番目、予算概要22ページ、システム構築委託料については、これはもう香川委員が詳細についてお聞きをしましたので、これは要望にさせていただきます。

クラウド化をされるというところで、ぜひともこれを近隣市とも連携をして、よりかかる費用というのを削減するという手法も考えられるかと思えます。そういったところもクラウド化によってデータ化、つまりデータサーバーを一元化する、各近隣市と連携した情報システムの費用削減というのも研究されることを要望いたします。

続きまして、15番目、予算概要38ページ、統計調査管理事業についてですけれども、これは最近、厚生労働省における統計調査問題で大きく話題となっております。このことにより、本市への影響についてどうなのか、お聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

榎納課長。

○榎納情報政策課長

それでは、15番目、統計調査に関するご質問にご答弁申し上げます。

今回、厚生労働省の毎月勤労統計調査におきまして、調査方法に関しての不正が発覚したものでございますが、本市の影響といたしましては、この毎月勤労統計調査に関しましては、大阪府が調査員を任命して調査を実施されたものであり、本市におきましては、この調査を受託しておりません。そのため、直接的な関与はないものでございます。

また、東京都における不適切な処理であることから、大阪府のデータには影響がないということを、大阪府のほうに確認をさせていただいておるところでございます。

また、本市の統計要覧におきましても、大阪府全域の数値を採用しておりますので、統計要覧のほうにも影響はないと考えておるところでございます。

○松本暁彦委員

続きまして15番目の統計調査管理事業についてということで、国における統計調査問題での影響はないということですが、昨年、私も統計調査員とも実際にお会いをしていろいろ話を聞きました。統計調査員は市民の方がされておられます。そういった部分でこのような、いろいろな影響がしっかりと受けないように、あるいは受けた場合でもフォローできるように、そういったもろもろも踏まえて配慮するように、これは要望で終わります。

<建設部 道路交通課>

○松本暁彦委員

続きまして、16番目、予算概要82ページ、交通安全推進事業について、交通安全対策工事の詳細についてお聞かせください。

続きまして、17番目、予算概要84ページ、市内循環バス運行補助事業についてですけれども、この事業の概要についてお聞かせください。

続きまして、18番目、予算概要、同じく86ページ、千里丘三島線（東側）道路改良事業について、こちらも香川委員が詳細にお聞きしましたね。要望だけさせていただきます。

会派としても、安全・安心のまちづくりにおいての交通安全対策等は必須であると考えております。この千里丘三島線（東側）道路改良事業がスムーズに円滑に実施されることを、引き続き取り組みを要望いたします。

続きまして、19番目、同じく予算概要86ページ、新規である正雀三島線外1路線道路改良事業について、この概要についてお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

永田課長。

○永田道路交通課長

それでは、16番目の交通安全対策工事の詳細についての質問にお答えさせていただきます。

交通安全推進事業における交通安全対策工事費として、270万円計上させていただいております。これは、信号機の設置、あるいは横断歩道の設置、この所管は公安委員

会になります。その新規設置に伴います交差点改良等が発生した場合の工事費を計上しているところでございます。

あと、交差点内の案内標識、それと市内に夜間の点滅標、交差点標というものが設置しているわけでございますが、それが破損、故障したりした場合の復旧等の予算を計上させていただいておりまして、トータルで270万円という金額を計上させていただいております。

それから、市内循環バスの事業概要についてでございますが、市内循環バスにつきましては、近鉄バスの路線バスでありまして、中央環状線の西側を運行しておりまして、JR千里丘駅を起点とした反時計回りで運行しております。本市は、その近鉄バスのほうへ補助金として1,200万円を補助しております。

この4月から運行スケジュールがちょっと変更になります。これにつきましては、市民の利便性が少し低下するところではございますが、バス事業者の運転手不足、それと市内の慢性的な交通渋滞による定時制が困難という中から、今までは二人での交代運行で全13便運転しておりましたが、運転手不足ということで、一人での運行となり、その関係で運転手の休憩時間等が発生しますので、一旦烏飼車庫のほうに入庫して、休憩が発生します。そのため、運行時刻表、これの改善が必要となってまいります。4月1日から新ダイヤで運行するような内容となっております。

続きまして、19番目の正雀三島線外1路線道路改良事業の概要についてでございますが、場所につきましては、旧味舌小学校跡地になります。第1期工事としまして、既に正雀三島線沿いに3.5メートルの歩道が設置しており、そこは正雀4号線になるんですが、北に向かったの道路と歩道が整備、完成しております。

平成31年度の事業としましては、消防の屯所があるところ、それと旧正雀ひかり保育園の前面部分について同等の歩道幅を建設するための道路詳細設計委託業務を発注するための予算となっております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして16番目の、交通安全推進事業についてというところで、交通安全対策についていろいろされていると理解をいたしました。この交通安全対策については市民の安全を確保するために重要であると認識をしております。

特に最近では自転車マナーの悪さが世間一般で取り上げられ、一例では歩行者と自転車がぶつかって死亡事故を起こし、自転車の加害者側が多額の賠償金を請求される事案も生じております。本市においても自転車対策は必要であることは言うまでもありません。そこで本市の自転車に対応した自転車安全対策の取り組みについてお聞かせください。

続きまして17番目の、市内循環バス運行補助事業については、その事業の内容については理解をいたしました。このバスは安威川以南と安威川以北を結ぶ市内の数少ないバス路線ということで、一定の利用があると理解をしております。市民の利便性を向上していただけるように、しっかりと実施するよう要望いたします。17番目は以上です。

続きまして19番目の正雀三島線外1路線道路改良事業についてというところでは、旧味舌小学校前の歩道の整備というところを認識をいたしました。こちらについても引き続き交通安全対策という観点でしっかりと事業については進められるように要望いたします。19番目は以上です。

○渡辺慎吾委員長

永田課長。

○永田道路交通課長

それでは16番目の、松本委員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

自転車マナーの取り組みについて、本市の取り組みについてのお問いでございますが、交通安全啓発事業の中に非常勤職員として交通安全推進員を雇用しております。この方によりまして駅周辺の密集した自転車が通行する部分だとか交差点、あるいはガード下などで直接街路指導に当たっております。

また、公用車両によるスピーカー広報の実施を行っております。春夏の交通安全運動の実施期間中においても、交差点での自転車指導に当たるなど、いろいろ取り組んでいるところでございます。

また、自転車利用者のマナー意識を向上させるためにはハード面の整備というのが必要になってこようかと思っております。そのため本市では、自転車走行空間の整備も大切であり、大阪府が打ち出しております整備方針と同じように、自転車レーンの青色の矢羽やピクトグラムの表示を施工実施しております。実施箇所としましては大阪府では府道の大阪高槻京都線、市の市道においてはモノレール南摂津駅前のはなみずき通りにおいて自転車レーンの設置をしております。

自転車利用者の左側通行を促すとともに、自動車利用者にも自転車が車道を通行するという認識を持っていただく効果があるのかなと考えております。

今後は大阪府の取組状況を確認しながら、連携した取り組みを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、16番目の交通安全推進事業というところで、自転車マナー等々、その対策について路面標示等もされていると理解いたしました。やはり、本市には道路幅を十分に確保できない地域が多く、車への働きかけ、そして自転車への働きかけ、歩行者への働きかけと、それぞれアプローチする総合的な交通安全対策が必要と考えております。

例えば、歩道と車道が区別されていない狭い道路においては、歩行者用レーンを引いて、少しでも車、自転車等、歩行者の錯綜を避け、安全を確保することも交通安全対策として、検討する価値があるのではないかと考えます。交通安全対策は、市民の要望の

非常に多いものございます。継続して行うとともに、先進事例の研究等も進められるように、要望いたします。

<建設部 道路管理課>

○松本暁彦委員

続きまして、20番目、予算概要84ページ、道路維持事業、こちらの道路維持事業の内容についてお聞かせください。

次に、予算概要86ページの街路灯修繕事業についてですけれども、この事業内容についてお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

井上課長。

○井上道路管理課長

それでは、20番目のご質問の道路維持事業の内容についてお答えいたします。

道路維持事業の内容の主なものといたしましては、修繕料及び街路樹剪定委託料でございます。

修繕料は、舗装や道路側溝、安全柵などの道路施設等の比較的小規模な修繕を行うもので、毎年50か所ほどの修繕工事を、業者発注によって実施しております。

また、街路樹剪定委託料は、市内街路樹の剪定を行うもので、樹種によって、年1回から2回の剪定業務を委託実施しているものでございます。

続きまして、21番目、街路灯修繕事業についてでございますが、本市におきましては、平成25年度に市内の主要路線200基の街路灯点検を実施しております。

街路灯点検につきましては、国の指針では、5年ごとの点検実施を示されておりますが、橋梁点検とは異なりまして、法定点検ではございません。しかし前回の点検から5年以上経過し、去年は台風の影響もございましたことから、街路灯点検を実施するものですが、一方で、街路灯の水銀灯につきましては、環境に配慮した省電力、省エネルギー化の推進や水銀灯の生産中止の動きなどから、LED化の必要性も生じております。

これらを考慮いたしまして、平成31年度には、この200基のうち水銀灯170基は点検にかえてLED灯への変更を行い、残り30基は既にLED灯となっておりますので、点検のみ実施するものでございます。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして道路維持事業についてというところで、いろいろと道路維持事業についてということ、街路樹の剪定等々も言われていました。おおむねそれについては理解をしました。それを踏まえ、街路樹剪定委託が前年度より増額となっておりますけれども、

この理由について改めてお聞かせください。

21 番目の街路灯修繕事業についてというところですが、LED化ということの事業概要についてはおおむね理解をいたしました。やはり今、省エネなどの時代に合わせてLED化を進められているというところですが、実際に現場においてLED化ができてない残りの街路灯の数と、今後のLED化の計画についてお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長
井上課長。

○井上道路管理課長

それでは20番目のご質問で、街路樹剪定委託料の増額の理由でございます。

街路樹剪定委託料の平成31年度の増額につきましては、千里丘新町で新たに道路が整備され、街路樹が追加になったこと、また積算に用いる労務単価の上昇や、街路樹が成長し、樹高や幹周りが大きくなったというのが理由でございますが、一番の要因といたしましては、積算の資料としております大阪府の積算基準が改定されております。具体的には、作業に係る人工や材料、使用資機材等を一つ一つ積み上げて積算するというのが今までの方法であったのですが、これが市場の実情に合わせて一般に公表されております施工単価、これを用いての積算ということになりまして、この積算方法が変わることによりまして試算いたしましたところ、設計価格が上昇するものでございます。

続きまして21番目のご質問で、残りの街路灯のLED化についてでございますが、道路管理課で所管いたしております街路灯につきましては約1,050基でございます。内訳といたしましては水銀灯が約500基、蛍光灯が約190基、LED灯が約360基でございます。このうち平成31年度に170基の水銀灯をLED化いたしますので、330基の水銀灯が残ることになります。

なお、2020年には水銀灯製品の製造中止も決まっておりますが、これによりすぐさま市場の在庫全てがなくなるわけではございませんが、将来的には球切れの際の部品調達等もできなくなってまいります。引き続き年間50基程度を修繕に合わせてLED化をする。そして五、六年をめどに全ての水銀灯をLEDに置きかえていきたいと考えております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、20番目の道路維持作業のところ、街路樹剪定委託料の増額になっている理由については、おおむね理解いたしました。積算方法の変更とか、労務単価の上昇ということが理由と。道路の維持というの、これも同じように市民生活に直結するもので、要望が多いものでございます。引き続き適切に実施していただくよう、要望いたします。

20番目は、以上です。

続いて、21番目の街路灯修繕事業についてというところですが、五、六年をめどに、全ての街路灯をLED化されるとのことですけれども、本市は環境に力を入れており、適切な対応であると。

また、交通安全にも準じるものと認識しております。引き続き、適切な維持管理というものをしっかりと行うように、要望いたします。

21番目は、以上です。

<建設部 水みどり課>

○松本暁彦委員

続きまして、22番目、予算概要88ページ、排水路ポンプ場管理事業についてですけれども、こちら排水路ポンプ場管理事業の備考欄、ポンプ場等の数が昨年と違っていることについてお聞かせください。

続いて、23番目、同じく89ページで、排水路ポンプ場管理事業の電気設備等調査設計業務委託料について、この委託料というのは新規だと思いますけれども、この事業内容についてお聞かせください。

続いて、24番目、予算概要92ページ、花壇等の維持管理充実事業についてですが、この事業での修繕料の内容についてお聞かせください。

続きまして、25番目、予算概要92ページ、緑化推進連絡会補助事業、この緑化推進連絡会の取り組みについてお聞かせください。

続きまして、26番目、予算概要92ページ、公園遊具補修事業についてですが、会派として、健康のまちづくりを実現するために、公園への健康器具の設置について提案させていただいておりますが、この修繕料にそのような取り組みが盛り込まれているのかお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

竹下課長。

○竹下水みどり課長

松本委員の22番目から26番目の5点のご質問に対してご答弁申し上げます。

まず、排水ポンプ場管理事業の備考欄、このポンプ場の数が昨年度と変わっていることについてでございますが、ご指摘のように、昨年度からの数の違いにつきましては、平成28年度の機構改革により、公共下水道事業特別会計から所管替えがあったゲートについて、新たに主要ゲートとして18か所を加えたことなど、改めて精査を行ったものでございます。

したがいまして、もともとの市内に設置のポンプ場やゲートの数に変動があったわけではございません。実態と整合をするよう努めたものでございますので、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

次に、電気等調査設計業務委託料の内容についてでございますが、電気設備調査等調査設計業務委託につきましては、味舌ポンプ場水路系のポンプ駆動にかかわる電気設備が耐用年数の経過や経年劣化などの原因により、老朽化が著しい状態にあったことから、既設のポンプ操作盤及び電気制御版などの機能調査、並びに電気設備の更新向上のための実績を委託するものでございます。

また、あわせてポンプ場の附帯施設である除じん機などの機械設備につきましても調査設計を行い、平成 30 年度のポンプ 3 台の修繕完了に引き続きまして、電気設備の更新を行い、排水ポンプ場の延命化を図ってまいります。

次に、花壇等の維持管理充実事業の修繕料の内容についてでございますが、花壇等の維持管理充実事業の修繕料につきましては、市内 62 か所の花壇や鶴野苗圃の施設などの修繕を行うものでございます。

内容につきましては、鶴野苗圃内にビニールハウス 1 棟を設置する費用と、設置場所の確保のための既設施設の撤去費用などで 384 万円を計上しており、また、その他につきましては、日常的に行われる小規模な修繕や散水車の破損などの緊急に対する修繕費 16 万 9,000 円を計上しており、合計 400 万 9,000 円でございます。

次に、緑化推進連絡会、これの取り組みについてでございますが、緑化推進連絡会につきましては、地域で花壇活動をされている自治会など市民団体 34 団体が関与されており、各団体からの花壇管理での活動に対する相談などの連携支援及び市内のイベント行事での草花の配付など、緑化啓発活動をしております。

また、連絡会会員の緑化知識の緑化技術の向上のための研修会、また、団体間の活動報告などの交流会を開催するなど、市が取り組む市民協働による緑のまちづくりに多大に貢献していただいております。

しかしながら、連絡会の役員や会員が高齢化に歯どめがきかないことを非常に心配されておられまして、活動存続についても懸念されております。今後、緑化活動を推進するためには、新たに活動していただく担い手づくり、これが課題と考えております。

次に、公園遊具修繕料に健康器具は含まれているのかというお問い合わせかと思っております。

公園遊具の修繕料につきましては、専門家による遊具の点検評価に基づき、危険とされる D 判定遊具の取りかえ撤去を優先して実施しております。また、C 判定遊具につきましても、近年増加傾向にありますことから、危険性の高いものから順に修繕していくことを予定しております。

市内の公園には 600 基ほどの遊具が設置されており、まずは既存遊具の安全確保が最優先と考えておりますので、新年度の健康器具の新規設置は見込んでおりません。以上でございます。

○松本暁彦委員

続きましては 22 番目、排水路ポンプ場管理事業の内容ですが、ポンプ場の数等がこれまで分かれたものを精査したものと理解をいたしました。こちらについても管理をし

っかり引き続きしていただくように要望として終わらせていただきます。22番目は以上です。

続きまして23番目の、排水路ポンプ場管理事業、電気設備等調査設計業務委託料についてというところで、排水ポンプ場も適切に維持管理するための事業と理解をいたしました。やはりこの排水ポンプ場というのは本市の水害対策に必要不可欠と認識をしております。それで実際、稼働状況というのはどのようなものでしょうか。昨年の西日本豪雨では、市内排水ポンプ場も活躍されたと私は認識をしておりますが、その例も挙げて改めてお聞かせください。

続きまして24番目の、花壇等の維持管理充実事業についてということで、ビニールハウスを設置するということですが、そのビニールハウスを設置することで一体どのような効果というものを考えているのか、それについて改めてお聞かせください。

続きまして25番目、緑化推進委員会補助事業について、この緑化推進連絡会がしっかりと頑張っていて市内の花やさまざまな花壇のところで活躍されていると理解をしましたが、高齢化と後継者が課題になっているということを理解いたしました。後継者が課題ということで、やはりこの事業の継続を行う必要があると考えますが、緑化推進連絡会の後継者について、その課題について改めてどうお考えかお聞かせください。

続きまして26番目の、公園遊具補修事業についてというところで、健康器具というのはまだ予定はされていないと、修繕料が既存のものだけであるということは理解をいたしました。やはり遊具そのものの単価も高いと、その維持補修だけで相当の額が必要であるということは私も理解をしております。そういった状況において、例えばですけども、遊具の取りかえの際、健康器具に変更することはできないのか、お考えをお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

竹下課長。

○竹下水みどり課長

松本委員の2回目の、23番目から26番目までの4点、これのご質問に対してご答弁申し上げます。

まず昨年7月の西日本豪雨での市内排水ポンプ場の稼働状況についてでございますが、西日本豪雨における市内のポンプ場、これの稼働状況については、当初、大雨洪水警報が発令されておりましたので初期防体制が引かれ、ポンプ取水口ゲートの操作については職員5班編制により対応しておりました。各排水ポンプ場につきましては、味舌ポンプ場の水路系を大阪府が運転操作、その他のポンプ場につきましては職員により運転監視を行っており、当時、水路が増水し水位も合わせて上昇しておりましたので、公共下水道へ排水するための取水口ゲート、これについて開門をいたしました。それから各ポンプ14台につきましても稼働運転しております。

また、市内を横断して流れる番田水路、これは市内では安威川とほとんど並行して走

る大幹線水路でございます。これの最下流に神崎川との合流点、そこに番田水門という門が設置されてございます。神崎川の増水により閉門したため、水路上流からの内水排除のために摂津ポンプ場の取水口ゲートの開門、それから大阪府の排水ポンプ場、これは安威左岸ポンプ場と言っているんですが、それから本市の排水ポンプ場、この2か所も稼働、これによって本市管理のポンプ場15か所全てが稼働しております。大規模な大雨でしたので水路の水位がなかなか下がらない状況でございましたが、ポンプゲートの正常な可動運転もあり浸水被害は起きませんでした。

今後大雨時に対応できるよう、ポンプ施設などの日常点検、それから修繕などを行い、適正な管理に努めてまいりたいと思っております。

それからビニールハウス設置の効果でございます。

これについては、鶴野苗圃で市民ボランティアと協働によって種から草花を育てる育苗法管理をしております。市内の市民花壇などへ年間約3万2,000株を供給しており、各地域の花壇で四季折々の花を提供できるよう、専門員であります緑化推進嘱託員と品種などの調査・研究をいたしております。

しかし3月、4月の花壇の植え替え時期には大量の草花、草苗、花苗が必要となり、一部の花壇で供給できない状況も発生しております。ビニールハウスを設置することで発芽率の向上などで現状の15%の5,000株が増産でき、花壇への供給量の確保も図れるものと考えております。

また、気温に左右されにくいことから多品種の草花の生育も研究次第で可能となり、多様な草花が花壇の魅力アップにつながるよう検討してまいりたいと思っております。

さらには、鶴野苗圃での、花と木の実践教室の開催の会場には屋根がなく、雨天時の対応で困っておりましたが、雨天時にビニールハウスで開催することで、教室が雨に濡れることなく講習を受けられるようになり、教室の環境の改善も図られます。今後多くの市民が、花の栽培など、苗圃や市内花壇などで興味を持ってもらい、楽しさややりがいを感じていただき、活動に参画いただけるようハード面、それからソフト面の充実について、緑化推進嘱託員やボランティアとの議論も深めながら、市内花壇活動などの緑化の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、緑化推進連絡会の高齢化による、後継者問題についてでございますけれども、緑化推進連絡会の後継者につきましては、先ほど述べましたように、緑化推進連絡会の役員、会員の高齢化が顕著でございます。今後緑化推進連絡会の運営、それから花壇活動を実施していただく緑化のボランティア、この人材確保が喫緊の課題と認識しております。鶴野苗圃の取り組みでは、実践教室の卒業生を市内花壇へ誘導しており、草花に興味を持っておられる各地域の市民と花壇活動を結びつけることで、自治会、老人クラブなど、地域を限定しない、新たな人材の確保を行い、現在卒業生5団体が花壇活動をされておられます。このような方々が、緑化推進連絡会の運営にかかわってもらえるよう、緑化推進連絡会役員の意見も聞きながら、検討してまいります。

それからまた今後、近くの公園、あるいは街角などの緑化活動に、企業やNPO法人などの事業者が新たに参画できるような仕組みづくりについても、あわせて検討してま

いりたいと考えております。

最後に、遊具の取りかえ時に、健康器具に取りかえできないのかというご質問であったと思います。公園の健康器具につきまして、大半が明和池公園のように、開設当時から設置しているものや、委員がご承知のとおり、まちごとフィットネスヘルシータウン事業、これで設置しているものがほとんどでございます。そのほかについては、遊具の撤去・交換時に、地元自治会などの地域の要望により、健康器具に取りかえている場合がございますが、公園に別の遊具が設置されてあることや、子どもや高齢者の利用状況、これを見ながら公園の機能が損なわないように、慎重に検討した上で、設置しております。しかし、市内公園の遊具においては、撤去したまま復旧できていない大きな大型遊具もありますことから、少なくとも小規模遊具については、同等程度の遊具に取りかえることに注力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、23番目の排水路ポンプ場管理事業、電気設備等調査設計業務委託料についてというところで、西日本豪雨においては、全てのポンプ場が稼働して、活躍したことによって、浸水被害を防げたというところを、強く認識いたしました。見えぬところで、しっかりと活躍していただいたと高く評価するものです。ぜひ引き続き、安全・安心なまちづくりには欠かせぬ排水路ポンプの適切な維持管理というのを行うように、要望いたします。

続きまして、24番目の花壇等の維持管理充実事業について、ビニールハウスの効果が展示対応、多品種生産・増産という効果があるということは、理解いたしました。花というのは、地域環境の充実、整備には必要であると認識しております。引き続き、市の美化につながる取り組みをしっかりと皆さんと一緒に進めていただければと思います。これは以上です。

25番目の緑化推進連絡会補助事業については、先ほどの花壇整備等に踏まえて、市の緑化・美化活動に大きく貢献している事業というのは、しっかりと継続させる必要があると認識しております。そのためには、先ほど言われたように、個人やボランティア団体、そして企業、あるいはNPO法人なども積極的に取り組むことが、必要になるかと思っております。特に花については、一番見やすいもので、地域連携のPRにもなります。つながりのまち撰津に見える化するには、もってこいのものかと考えますので、今しっかりと仕組みを研究するように、要望いたします。

25番目、以上です。

続きまして、26番目の公園遊具補修事業についてですけれども、健康器具という条件については、把握いたしました。少ないけれども、ぜひ建設部としても、本市として健康のまちづくりを、どう具現化していくのかをしっかりと検討していただければと思います。

まさにその予算の制約があるということは、理解しております。健康器具というもの

は、公園に一つだけではやはり効果が低いため、高い効果を得るには、数を設置することが求められますが、現状として厳しいと考えております。はたまた子どもたちのための遊び場が減ってもいけないかなと思います。

そのような状況においては、例えば以前も言いましたけど、ウォーキングコースの各公園の場所に一部交換等で設置することによって、小規模で比較的安く、かつ効果が得られるものかと考えます。ぜひ、保健福祉部と連携し、また地域の高齢者ニーズを把握し、検討するように要望いたします。

26番目は、以上です。

<建設部 建築課>

○松本暁彦委員

続いて、27番目、予算概要90ページ、特定空き家対策事務事業について、こちら計画策定ができて、今後の進展についてどのように進めるのかお聞かせください。

続いて、28番目、同じく予算概要90ページの、多世帯同居・近居支援事業についてというところで、代表質問でも会派として進めるものであり、この事業についてお聞きしましたがけれども、改めてこの事業の詳細についてお聞かせください。

続いて、29番目、予算概要90ページ、震災対策推進事業についてというところで、昨年度に引き続いてされるということですがけれども、それは市民ニーズがあると理解しております。実際に、現在までの実績は、耐震改修の傾向について、どのような状況かお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

答弁の途中ですがけれども、暫時休憩いたします。

(午前11時59分休憩)

(午後1時28分再開)

○渡辺慎吾委員長

再開いたします。答弁の続きをお願いします。寺田課長。

○寺田建築課長

それでは、松本委員の特定空き家対策の今後の進展の状況についてのお問いについてお答えいたします。

まず空き家対策につきましては、平成27年に法律のほうに全面施行されたことに基づきまして、本市でもさまざま調査・研究もしながら、平成30年度におきましては空き家対策計画ということで、総合的かつ計画的な方針を定めるべく進めてきているところでございます。

来年度につきましては、この法律に基づきまして管理不全の空き家等を特定空き家等に指定し、それら所有者等に対しまして助言・指導を開始してまいりたいと考えてお

ります。

それから、特定空き家に至らない、空き家の予備軍と言われているようなところにつきましても、所有者等に対しまして適正な管理をしていただくような文書を送付するなどの周知啓発も図ってまいりたいと考えております。ただ、それらのPRのチラシの作成・配布というところの内容はございますので、新年度の予算につきましては印刷の製本費が昨年度に比べて10万円ふやさせていただいているところでございます。

空き家の所有者等の調査・特定に至るまでの過程は、相続の未登記であったりだとか所有者が不在であったりだとかいうことで、困難な事例も想定されますことから、それらの行政だけではなかなか対応がし切れないようなところに限りまして、司法書士会等と連携いたしまして、それらの相続人の不在の情報を特定してまいりべく、その調査の委託金というものも、今年度にごさいませんでした。が来年度当初予算につきましては計上させていただいているところでございます。

続きまして、多世代同居・近居支援の内容で、代表質問でもいただいておりますけども、詳細はというお問い合わせでございますので、こちらの詳細な制度内容につきましてお答えさせていただきます。

この制度の創設の趣旨につきましては、親・子・孫の三世帯の世帯での同居・近居を支援することにより、それぞれの世代が支え合い、見守り、安心して暮らせるまちづくりを進めることが本来の趣旨でございます。目的といたしましては、先に人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略等々でも示されておりますように、本市の定住人口の増加、それから地域活動の活性化、出生率の向上、そういうものを期待するものでございます。

対象といたしましては、親世帯または子世帯というところでございまして、住宅取得の補助金に関しましては補助対象経費の10分の1ということで上限を40万円といたしまして、これは北摂近隣市では最大を見込んでおります。

住宅リフォームの補助金につきましては、補助対象経費の2分の1ということで上限25万円、住宅転居の補助金につきましては補助対象経費のこれは10分の10ということで上限5万円でございます。これは北摂で初めての取り組みという内容でございます。

続きまして、震災対策推進事業におけます昨年度に比較しての進め方の内容のお問い合わせであったかと思うんですけども、震災対策推進事業につきましては、前年度と比較いたしまして、当初予算の中で追加の項目でさせていただいておりますのが、平成30年度補正予算で創設させていただいて、補正予算で承認いただいておりますブロック塀等の撤去補助金、こちらのほうを予算計上させていただいております。こちらにつきましては、平成30年度に創設させていただいた際には市独自の取り組みということでさせていただいておりますが、大阪府内でもほぼ、おおむねの市町村で取り組みのほうもなされてきてることもございまして、国・大阪府のほうも財政支援の措置が図られてるところでございますので、そちらの国・府の財政支援を受ける中で、来年度につきましても予算計上させていただいております。ただ、大阪府におきましては、平成31年度

限りの財政支援というところでもございますので、こちらについては継続の要望をしていかざるを得ないのかなと考えております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして特定空き家対策事務事業についてと。特定空き家対策については計画策定、そして今後、周知して作業を実際に進めていくものと理解をいたしました。ぜひ特定空き家については解消するように施策を進めることを要望いたします。

ただ、やはりまだ市内では台風のダメージを受けた空き家も散見されております。そのことに関して安全の観点から、持ち主に対して処置するように啓発活動もあわせて行う必要があると私は考えますけども、どうお考えかお聞かせください。

続きまして28番、多世代同居・近居支援事業についてと。このことが出産率の向上あるいは子育ての充実というところで非常に大きな効果というものを期待されていると理解をいたしました。それを踏まえて、代表質問でも言わせていただいたのが、これを周知をしていかなければ、やはりなかなか制度利用が少ないんじゃないかと考えております。改めてこの周知方法についてどのようにされるのかお聞かせください。

続きまして29番の、震災対策推進事業というところについては、大阪府内全体でもこの取り組みというのが進められていることは理解をいたしました。市民ニーズに応じて引き続きしっかりと、その業者との関係もあるかと思っておりますので、長い目で見て市民ニーズに応じてしっかりと取り組まれるように要望いたします。29番目は以上です。

○渡辺慎吾委員長

寺田課長。

○寺田建築課長

27番目の2回目のお問いでございます。空き家対策で、去年の地震、台風の被害の後のダメージによります啓発であったりだとかの考えについて、お問い合わせがありました。まず、去年の災害による家屋等の被害というものは、住まわれている、住まわれていないにかかわらず、非常に多大な損害があったと認識いたしております。この空き家に関する地域の住民等からの苦情は、115件ほどあった事実がございます。

こちらにつきましては、公聴を担当されている自治振興課、我々建築課の窓口にもお問い合わせがございましたので、自治振興課と連携して、現地の調査に当たり、被害の程度をまず現状確認するということと、所有者をまず探索するというところで、固定資産税課のお力もお借りしながら、その所有者のほうへ改善の依頼の文書を発送するなど、所有者のほうに対しまして、善処していただくように、お願いのほうをしておるところでございます。

ただ、すぐさま気づいていただいて、改善されている場合もあれば、なかなか反応もお見せいただいてないというところもございます。居住されている家屋につきましても、

なかなか施工業者の人手不足で、対応ができないというようなところであったりだとか、見積もりすらとれないというような状況は、これとは別に 4 階の窓口で対応させていただいている被災住宅の修繕支援金の窓口でも、よく市民のほうからお聞かせいただいているところでもございますので、そのあたりについては、引き続きこちらのほうは対応のほうを見守りながら、引き続き取り組んでいきたいなと思っております。

ただ、この地震、台風によりまして、屋根の落下であったりだとか、外壁の崩落、そういうような第三者に対する損害のおそれもございますので、所有者のほうに対しましては、万が一の場合の賠償責任のリスク等も含めての内容で、積極的な啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、28 番目の多世代同居・近居支援の制度の周知の方法というところのお問いでございました。

こちらにつきましては、制度の開始は、7 月から予定をさせていただいております。ですので、これから制度の PR に向けて、広報誌、市ホームページはもとより、この不動産関係であったりだとか、建築事業者、関係業界団体も当然市内にもございますので、そういうところにも働きかけをするなり、検討して、適宜周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、27 番目の特定空家対策事務事業についてというところで、いろいろと苦情もあって、措置をしっかりとっていくというところを認識いたしました。ぜひ、特定空き家も含めた空き家対策については、防犯・防災、そして今、交通安全の観点からも、しっかりと取り組まれることを要望いたします。

27 番目は、以上です。

続きまして 28 番目、多世代同居・近居支援事業についてというところですけども、周知方法については 7 月 4 日の開始に合わせて、しっかりとやっていくというところを理解いたしました。ぜひ、3 世代ファミリー、これを支える政策ということで、しっかりと周知して取り組まれるよう要望いたします。

28 番目は、以上です。

<建設部 都市計画課>

○松本暁彦委員

続いて、30 番目、予算概要 88 ページ、一般事務事業、地形図修正図化委託料についてですけども、この事業の概要についてお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

西川部参事。

○西川建設部参事

30 番目のご質問、地形図修正図化委託料につきましてお答えさせていただきます。この委託料につきましては、前年度に対しまして約 320 万円余りの増額となっております。電子化された地形図、GIS データを使用しておりますが、これまでは都市計画施設の変更に伴いまして修正を行っておりましたが、ベースとなる 2,500 分の 1 の地形図につきましては平成 14 年度から修正が行われておりませんで、公共施設や民間施設が古い状況でございました。来年度におきましては航空写真を参考に、全域の地形図の修正をするため委託料を計上しております。以上です。

○松本暁彦委員

30 番目の地形図修正図化委託料について、平成 14 年から更新をせず 17 年間おいていたというところ、更新をされるということですが、なぜこのタイミングかなど。今までできなかったというのはどういうものか、理由なのかというところですが、改めてこの用途というのはどのようなものなのかというのを改めてお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長
西川部参事。

○西川建設部参事

それでは、30 番目の質問、地形図についての用途、活用方法について、お答えさせていただきます。

地形図につきましては、ふだんは都市計画課の窓口で、開発業者等に販売しておりますが、最近では庁内で共有されております、統合型地形情報システムや、FM ポータルサイトなどのベースの図面、地形図として活用されるようになってきておりました。修正の必要性が高まって今回修正いたすものでございます。以上です。

○松本暁彦委員

続きまして、30 番目の一般事務事業、地形図修正図化委託料についてというところで、庁内で使用するものと理解いたしました。新しくされるということで、しっかりと有効活用していただければと思います。これについては、以上です。

<消防本部>

○松本暁彦委員

続いて、31番目、予算概要96ページ、千里丘出張所耐震改修工事のこの事業について、内容についてお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

松田部参事。

○松田消防本部参事

それでは、31番目の質問の千里丘出張所耐震改修工事についての質問にお答えいたします。

今年度実施いたしました耐震診断の結果を受け、耐震改修、外装改修と合わせて、大阪北部地震により被害を受け撤去いたしましたブロック塀、フェンスの修復、屋外らせん階段の撤去、車庫シャッターの設置及び施設の老朽化に伴い内部の改修を行うものでございます。

千里丘出張所は昭和50年3月竣工の建物であり、43年以上が経過しております。過去の修繕履歴からも大規模な改修工事は実施いたしておりません。外周りと同様に、内部につきましてもかなり老朽化が進んでおり改修が必要となっております。工事に係ります予算ですが、実施設計委託料が585万円、工事監理委託料が365万円、工事費で4,050万円となっております。

スケジュールにつきましては、平成31年度中に設計工事を行う予定といたしております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして31番目、千里丘出張所耐震改修工事というところで、耐震化のためにしっかりと計画をされて実施をするということは理解をいたしました。この事業内容については本市北部地域の消防の拠点として整備する必要があると考えております。

また、その上で職場環境の向上ということも大切かと思えます。この出張所というのは職員が寝泊まりする特殊な環境であるというところで、やはり少しでも心理的な負担を軽減するという配慮も必要かと思えますけれども、実際にどう配慮されているのかお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

松田部参事。

○松田消防本部参事

それでは、31番目の千里丘出張所耐震改修工事に関連しての職場環境の向上について

での、2 回目の質問にお答えいたします。

消防庁舎は、消防職員の職場でもあり、一方では、24 時間 365 日、寝泊まりし生活する施設でもありますことから、労務管理及び安全衛生上、職場環境の向上は、大変重要であると考えております。今回の改修で、特に向上が必要な箇所でございますが、老朽化した照明機器の更新と、仮眠室の半個室化でございます。

照明機器は、老朽化がひどく、室内の照度が低く感じられ、職員の日や体調に支障を来すおそれも考えられますことから、更新をするものでございます。

仮眠室の半個室化につきましては、平成 28 年度に、先に本署の改修が行われ、本署で勤務する職員や、消防職員で構成されております安全衛生委員会におきましても、非常に高い評価を得ております。また、インフルエンザ等の感染症の流行時におきましても、半個室化することにより、職員間での感染拡大防止にも大きな効果があるものと考えております。

今後も防災拠点としての面ではもちろんのこと、職員が寝泊まりする施設として、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして 31 番目の、千里丘出張所耐震改修工事についてと、いろいろと職員が最大限発揮できる職場環境、出張整備を進められているということで、理解いたしました。しっかりと引き続き、その思いといいますか、その計画に準じて、しっかりと実施されるように要望いたします。

31 番目は、以上です。

<消防本部・指令センター>

○松本暁彦委員

続きまして、32 番目、予算概要 98 ページ、指令・通信事業と、昨年より増額している指令センター共同運用等負担金及び車両出動計画変更委託料について詳細をお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

日野参事。

○日野警備課参事

松本委員の 32 番のご質問であります、指令センター共同運用等負担金の増額及び車両出動計画変更委託料についてご答弁申し上げます。

それではまず、指令センター共同運用等負担金の増額について、主なものについてお答えいたします。

吹田市・摂津市消防指令センターにおいて、吹田市と共同で N e t 1 1 9 緊急通報システムを整備するに当たりまして、システム導入費用等が発生するため、前年比より吹田市への負担金が増額するものでございます。

なお、N e t 1 1 9 緊急通報システムとは、聴覚、言語機能障害者の方がスマートフォン等を利用して音声によらない 1 1 9 番通報を行うことができるシステムでございます。続きまして、車両出動計画変更委託料ですが、本市救急体制の強化に伴う必要なシステム改修でありまして、吹田市・摂津市消防指令センターの消防情報共有システムの出動計画を変更するものでございます。

現在、救急体制につきましては本署に専任救急隊 1 隊、兼任救急隊 3 隊の合計 4 隊の救急隊を運用しており、全て本署から救急出動しております。本年 1 0 月から消防署の出動体制を見直し、本署に専任救急隊 2 隊、兼任救急隊 1 隊及び千里丘出張所に兼任救急隊 1 隊を配備いたします。従来、計画選別というあらかじめ出動車両を指定する方法で、指令システムによる自動出動をかけておりましたが、千里丘出張所に救急隊を配備することに伴い、現行の計画選別では対応できないため、直近選別に変更するものでございます。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして 3 2 番目の指令・通信事業については、N e t 1 1 9 とスマートフォンを活用した聴覚対応、ハンディキャップを背負った方々に対してもしっかりと対応できるようにというものと、情報共有システムの変更というところ、部隊を増加してそれに合わせてシステムを変更していくというところを理解をいたしましたけども、改めてその効果と期待というのは実際にどのようなものかというのを改めてお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

日野参事。

○日野警備課参事

松本委員の 3 2 番目、2 回目のご質問であります。N e t 1 1 9 緊急通報システムと車両出動計画を変更する効果、期待について、ご答弁申し上げます。

まず初めに、N e t 1 1 9 緊急通報システムを、導入する効果といたしましては、音声によらない通報に不安がある、聴覚や言語機能障害者の方々が、自宅や外出先から、スマートフォン等のインターネット機能を利用して、音声による簡単な操作で 1 1 9 番通報が行えるものでございます。今後は、関係部局と連携を図りながら、N e t 1 1 9 緊急通報システムの導入を進めてまいります。

続きまして、出動計画を変更する効果といたしましては、計画選別を直近選別に変更することで、災害住所に一番近い救急車を 1 1 9 番入電とともに、自動選別でき、現場到着時間を短縮することが可能となります。また、効率的な救急車の運用を図ることが

できるものでございます。今回の出動計画は、救急体制の強化を第一の目的に掲げておりますので、増え続ける救急需要に的確に対応してまいります。

以上でございます。

○松本暁彦委員

指令・通信事業につきましても、より多くの効果というものが期待されるということは、理解いたしました。その Net 119 では、やっぱりより多くの方に、関係者に対して使えるように周知していくことも必要かと思っておりますので、しっかりと進めていただくように要望いたします。

32 番目は、以上です。

<消防本部・警備課>

○松本暁彦委員

続いて、33 番目、予算概要 98 ページの災害応援等活動事業のところ、この事業での消耗品等の概要についてお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

木下課長。

○木下警備課長

それでは、松本委員の 33 番目のご質問、消防本部警備課所管であります災害応援等活動事業についてお答えいたします。

災害応援等活動事業でございますが、主だった事業内容といたしましては、緊急消防援助隊が出動要請を受け、その活動時に必要となる、消耗品費、例えば活動時に必要となり得る、隊員を保護するための手袋等の購入費でございます。また、出動派遣隊員の飲料水や食料等を購入するための食糧費、そして災害地点までの往復となる車両の燃料費等で予算を構成しているものでございます。

緊急消防援助隊は、平成 7 年、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力が困難な場合に、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため創設されたものでございます。大阪府近隣の府県における大規模な地震災害や津波警報発表や火山の噴火災害などが発災すれば速やかに出動し、また国内における地震、台風、水火災等の災害に対しても、必要と判断された場合に登録部隊を出動させることとなっております。

なお、現在のところ本市における緊急消防援助隊の登録は、消火小隊にあっては 1 隊 5 名、救急小隊においては 1 隊 3 名となっておりますことを申し添えます。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして 33 番目、災害応援等活動事業についてと。もろもろ災害対応の準備のために消耗品等を準備していることは理解をいたしました。実際に昨年広島県のほうに行かれていると思いますけども、その教訓を得て今年度はどう反映しているのか、そういったもろもろを改めてお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

木下課長。

○木下警備課長

それでは 33 番目、松本委員からの 2 回目の質問について、お答えいたします。

昨年の 7 月 6 日でしたが、西日本の記録的大雨により、特に広島県、岡山県に甚大な被害が発生したため、各知事から要請を受けた消防庁長官の指示によりまして、緊急消防援助隊大阪府大隊といたしまして、本市からは消火隊、救急隊として、各 2 回、計 16 名を広島県へと派遣し、被災地への応援の対応を実施したものでございます。災害現場での活動は、人命救助が主眼でございますが、派遣中は早朝から日没まで水没し、倒壊された建物の瓦れきと泥の中、また異常な猛暑で過酷な環境の下、懸命に救助活動を実施したものでございます。

なお本市における、緊急消防援助隊登録は、先ほど申し上げましたとおり、消火小隊 1 隊 5 名、救急小隊 1 隊 3 名となっておりますが、それに加えまして、本年 4 月 1 日からは、後方支援隊 1 隊 2 名を増隊・増員する予定でございます。

これは、南海トラフ地震・首都直下地震等で、発生が懸念される国家的な非常災害に備え、全国レベルで緊急消防援助隊の増隊を図るものでございます。緊急消防援助隊は、今後ますますの需要が増すとともに、隊員の高度な技能・技術が求められる傾向となっております。今後におきましても、今まで出動いたしましたもろもろの教訓を生かしまして、より迅速・確実に出動し、より効果的な人命検索が可能な消防体制を目標といたしまして、大災害を想定した各種訓練に参加し、さらなるスキルアップを目指していく必要があると考えております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

33 番目の、災害応援と活動事業については、実際に昨年の現場というものも、しっかり教えていただきまして、さらには、国レベルで大災害対応が求められて、そして今実行されているということについては、理解いたしました。まさに広域連携、大災害対応というのは、全国での共通の認識かと思えます。本市としても、しっかりとしていかなければいけないというのは、強く認識するところでございます。引き続きこの災害応援と活動事業については、整備していただくように要望いたします。

33 番目は、以上です。

<消防本部>

○松本暁彦委員

続いて、34 番目、予算概要の 100 ページ、第二分団屯所建設工事、この事業での建てかえをされるということで、この概要についてお聞かせください。

続いて、35 番目、最後です。予算概要の 100 ページ、消防団活動事業というところで、次年度における消防団の状況と、これまでの活動等について、改めてお聞かせください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長

松田部参事。

○松田消防本部参事

それでは、34 番目の質問の、摂津市第二分団屯所の建てかえについてのご質問にお答えいたします。

摂津市第二分団の屯所は、昨年のおお阪北部地震の影響によりコンクリートブロック造であった壁に亀裂が入りまして、診断の結果、倒壊の危険性があるということから、平成 30 年 11 月に解体を行ったところでございます。

平成 31 年度に建設を予定しておりまして、予算額につきましては実施設計委託料が 92 万円、建設工事請負費 1,696 万円、工事監理委託料が 204 万 9,000 円、建築確認申請手数料 7 万 1,000 円となっております。

解体前の屯所はブロック造 1 階建ての車庫及びトイレのみとなっております。建設予定の屯所は平成 25 年公布の消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、地域の防災拠点となる施設であることから、建設するに当たり従来の車庫・トイレに加え待機室及び給湯施設を設け、建築面積は 30 平方メートル程度、延べ床面積は 60 平方メートル程度となり、鉄骨造 2 階建ての屯所を予定しております。

装備だけでなく施設についても機能拡充を図ってまいりたいと考えております。

建設場所につきましては地元からの強い要望もあり、従来と同じ場所での建設を予定しており、スケジュールとしましては上半期に実施設計を行った後、下半期に建設工事を行っていきたいと考えております。

続きまして、35 番目の質問の消防団の現状と活動についての質問にお答えいたします。

来年度 4 月 1 日における消防団の数は、基本団員が 346 名、OB 団員が 11 名、機能別団員が 48 名の合計 405 名となる予定でございます。

今年度の 4 月 1 日と比べますとマイナス 6 名となっております。

平成 30 年度の主な活動としましては、火災出場や、6 月に発生いたしました大阪北部地震、7 月の豪雨、9 月の台風 21 号、24 号で出動していただき、地域での警戒活

動を行っていただきました。

啓発活動といたしましては、摂津まつりや防火フェアでの活動、小学校区で実施されております自主防災訓練、地域に密着した活動を行っていただいているところでございます。

消防団は、本市におきましても将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできないものであり、その要員動員力や地域密着性といった利点を生かし、大きな力を発揮していただいていると考えております。

今後におきましてもしっかりと組織を維持し、災害活動の充実が図れますよう、団員の確保、機械器具及び装備の充実、教養訓練等を実施することにより、地域の防災リーダーとして地域と連携し、市民の皆様の安全・安心に対して大きな役割を果たしていただけるよう、消防本部といたしましてもバックアップしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして第二分団屯所建設工事、34番目については、地域の防災力の維持強化というところの観点で、やはり屯所をしっかりとつくるということを認識をいたしました。現在、市役所の駐車場のほうに車両が置いているというところで、やはり効率的な、効果的な消防活動を行うためには必要な地域に設置するということが必要であるということとは理解をしております。ぜひしっかりと計画を進められるように、またこの土地は神安との関係もあるとも聞いております。しっかりと協議して協力して進められるように要望いたします。

最後、35番目消防の活動事業についてというところで、やはりその消防団における期待というのは高いということは改めて理解をしております。そこで消防団の活動において大災害出動時の対応について、マニュアル作成状況についてどうなっているのか、これについて改めてお聞かせください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長

松田部参事。

○松田消防本部参事

それでは、35番目の消防団についての2回目の質問の、災害時の消防団活動マニュアルの作成状況について、お答えいたします。

昨年6月から、立て続けに発生いたしました地震、豪雨、台風等の自然災害での対応においての検証を行い、反省点を踏まえ、課題の抽出を行ってまいったところでございます。その中で消防団は、火災に関しての訓練や活動内容については、長年の経験や先人からの指導の下、その知識、技術を身につけ、これまで火災現場での消火活動で力を発揮してこられました。

一方で、自然災害時の活動におきましては、消火活動と同様に統一された訓練や活動マニュアルがなかったことから、どのような活動をすればいいのか、どう動けばいいのかなどの意見が出され、はっきりとした課題が見えました。その後、災害の経験、反省も踏まえまして、災害活動の充実が図れるよう、消防団本部を含め分団長級で組織されております消防団活性化検討委員会で、活動マニュアル案の策定に向け、協議してまいりました。昨年 10 月以降、計 2 回の委員会を開催していただき、各種災害時における活動マニュアル案を策定していただき、副団長以上の幹部会議でご審議いただき、承認されたところでございます。

内容につきましては、火災対応及び地震、台風、水災対応との参集基準、災害時における出動体制や安全管理、指揮系統、活動内容等を記載いたしましたもので、あくまでも基本的なマニュアルとなっております。災害は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、消防団、消防本部、関係機関と連携し、随時見直しを行い、実効性を高めたいと考えております。

なお、マニュアルにつきましては、4 月 7 日に開催されます分団長以上の会議での配付を予定しております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

最後、35 番目の消防団活動事業についてというところで、マニュアルについては、もうおおむね案が完成できて、これから各分団等にいろいろと周知等々やっていくということで、しっかりと進められていることを理解いたしました。これでそごがなくなり、一致した認識で災害対応ができるかと思えます。一度そういったものができれば、適時修正し、実情に合わせて修正するようにも要望いたします。

また、災害時の消防本部と連携強化、連絡所への強化も必要と考えます。各分団への無線機の配付等も含めた連絡手段の確保について、研究するようにあわせて要望いたします。

3 回目は、以上です。

○渡辺慎吾委員長

松本委員の質問が終わりました。